

川越市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（案）の概要について

平成29年6月

市民部防犯・交通安全課

【制定の趣旨】

「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」に規定する、空家等に対する立入調査や特定空家等に対する措置等を行うにあたり、必要な身分証明書等の様式を定めるものです。

【細則の概要】

1 身分証明書

法第9条第4項の身分を示す証明書について、立入調査員証の様式を定めます。

2 勧告

法第14条第2項の規定による勧告について、勧告書の様式を定めます。

3 命令

法第14条第3項の規定による命令について、命令書の様式を定めます。

4 命令に係る事前の通知書の交付

法第14条第4項の通知書の交付について、命令に係る事前の通知書の様式を定めます。

5 行政代執行

(1) 法第14条第9項の規定に基づく行政代執行を行うにあたり、行政代執行法第3条第1項の規定による戒告について、戒告書の様式を定めます。

(2) 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知について、代執行令書の様式を定めます。

(3) 代執行に係る行政代執行法第4条の証票について、執行責任者証の様式を定めます。

6 標識の設置

法第14条第11項の標識の設置について、標識の様式を定めます。

【施行期日等】

1 この規則は、平成29年8月下旬ごろの制定を予定しています。